

<h1>さいたま市契約公報</h1> <p>第5号</p> <p>令和2年3月16日発行</p>	<p>発行所</p> <p>さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号</p> <p>さいたま市役所</p> <p>(財政局契約管理部契約課)</p>
--	---

目次

**特定調達契約の落札者等の公示**

- ・さいたま市国保税納税通知書印字製本封入封緘業務（令和2年度課税分）・・・ 1

**競争入札参加資格関連の公示（1件）**

- 令和2年度特定調達契約に係る

競争入札に参加する者に必要な資格及びその申請方法等…………… 1

**一般競争入札の告示（1件）**

- さいたま市立小・中・特別支援学校固定電話通信サービス契約…………… 19

○特定調達契約の落札者等の公示

**さいたま市公示第5号**

次のとおり落札者等について公示します。

令和2年3月16日

さいたま市長 清水 勇 人

「掲載事項」

- ①案件番号 ②物品等又は特定役務の名称及び数量 ③契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ④落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ⑤落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所（法人の場合はその名称及び所在地） ⑥落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑦契約の相手方を決定した手続 ⑧公告又は公示をした日 ⑨随意契約によることとした理由

- ①5-1 ②さいたま市国保税納税通知書印字製本封入封緘業務（令和2年度課税分） 一式 ③さいたま市保健福祉局福祉部国民健康保険課 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④令和2年1月16日 ⑤株式会社コタニ浦和営業所 所長 平沢貴夫 さいたま市浦和区仲町2-18-8 ⑥25,630,000円 ⑦一般競争入札 ⑧令和元年12月2日さいたま市公告（調達）第78号

○競争入札参加資格関連の公示

**さいたま市公告（調達）第33号**

**さいたま市水道局公告（調達）第5号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、令和2年4月1日から令和3年3月31日の間において、さいたま市及びさいたま市水道局が発注する特定調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその申請方法等を定めたので、さいたま市物

品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成15年さいたま市規則第132号）第3条及びさいたま市水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成15年水道部企業管理規程第23号）第3条の規定により、次のとおり公示する。

令和2年3月16日

さいたま市長 清水 勇 人  
さいたま市水道事業管理者 森 田 治

1 調達をする物品等又は役務の種類（以下「申請区分」という。）

(1) 建設工事の請負（以下「建設工事」という。）

土木工事業	建築工事業	大工工事業
左官工事業	とび・土工工事業	石工事業
屋根工事業	電気工事業	管工事業
タイル・れんが・ブロック工事業	鋼構造物工事業	鉄筋工事業
舗装工事業	しゅんせつ工事業	板金工事業
ガラス工事業	塗装工事業	防水工事業
内装仕上工事業	機械器具設置工事業	熱絶縁工事業
電気通信工事業	造園工事業	さく井工事業
建具工事業	水道施設工事業	消防施設工事業
清掃施設工事業	解体工事業	

(2) 物品の製造の請負、買入れ、借入れ、修理及び不用品の買受等（以下「物品納入等」という。）

印刷	図書・地図	事務用品・什器
学校・保育用品	日用品	繊維品
医療・衛生・福祉器材	広告・装飾	電気機器
精密機械	輸送機器	一般機器
燃料・油脂・燃焼器具	農・林・水産物	消防・安全・災害対策用品
資材	環境対策	レンタル・リース
物品の修理及び不用品の買受	その他	

(3) 設計、調査及び測量の業務（以下「設計・調査・測量」という。）

測量	建築関連コンサルタント	地質調査
補償コンサルタント	建設コンサルタント	

(4) 道路、河川、苑地及び下水道の維持管理業務（以下「土木施設維持管理」という。）

(5) 建物管理等役務の提供に関する業務（以下「業務委託」という。）

建物管理等	警備	清掃
保守点検	施設運転管理	廃棄物処理
運送・運行	給食	イベント・催事
製作等	検査・測定・調査	計画策定
電算	文書管理	福祉サービス

2 競争入札に参加することができる者

令和2年度競争入札に参加することができる者は、さいたま市の特定調達契約に係る競争入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）を受け、特定調達契約に係る競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載された者とする。なお、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿に登載されている者については、資格審査を受け、資格者名簿に登載された者とみなす。

3 競争入札に参加できない者

(1) 資格者名簿に登載された者（以下「名簿登載者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札に参加できない。

ア 施行令第167条の4第1項（施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項（施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により、さいたま市の競争入札に参加させないこととされた者

ウ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が、その事業活動を支配している場合、その他暴力団員との関係が特に認められる場合であって、さいたま市長及びさいたま市水道事業管理者（以下「市長等」という。）が不適格であると認める者

(2) 建設工事の請負において、名簿登載者が、当該資格者名簿に登載された建設業の種類（以下「業種」という。）について次の各号のいずれかに該当するときは、当該業種に係る競争入札に参加することができない。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する許可（以下「建設業許可」という。）を受けていないとき。

イ 建設業法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていないとき。

(3) 測量の業務について、名簿登載者が、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録（以下「測量業者登録」という。）を受けていないときは、当該業務に係る競争入札に参加することができない。

(4) 建築関連コンサルタント業務について、名簿登載者が、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録（以下「建築士事務所登録」という。）を受けていないときは、当該業務に係る競争入札に参加することができない。

(5) 前各項に掲げるもののほか、名簿登載者が、許可、認可又は登録等（以下「登録等」という。）を営業の要件とする業務又は物品の調達について、登録等を受けていないときは、当該業務又は当該物品の調達に係る競争入札に参加することができない。

4 資格審査を受けることができない者

(1) 3の競争入札に参加することができない者として定められた要件のいずれかに該当する者

(2) 国税（消費税及び地方消費税並びに法人にあっては法人税、個人事業主にあっては申告所得税及び復興特別所得税）について未納がある者又はこれに未納があり分割納付中である者

(3) 地方税（法人にあっては法人市民税、個人事業主にあっては個人市民税。ただし、さいたま市

内に営業所を有する場合等に限る。) について未納がある者又はこれに未納があり分割納付中である者

- (4) 経常建設共同企業体(経常JV)として資格審査を受けようとする者
- (5) 建設工事にあつては、次のいずれかの届出を行っていない者(当該届出の義務がない者を除く。)
  - ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
  - イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
  - ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

## 5 資格審査の申請方法

### (1) 申請方法

資格審査を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、1に掲げる申請区分に応じて、競争入札参加資格審査申請書に別表1に掲げる書類(以下「提出書類」という。)を添えて、市長等に申請しなければならない。ただし、申請者が外国で事業を営む者である場合には、提出書類のうち、提出が著しく困難であると市長等が認めるものについて、市長等が指定する書類をもってこれに代えること又は提出を省略することができる。

### (2) 競争入札参加資格審査申請書等の取得方法

競争入札参加資格審査申請書等は、ホームページからダウンロードすることができる。また、次の場所において無償で配布する。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

- ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課
- イ さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課

### (3) 資格審査の申請受付

#### ア 受付期間

本公告日から令和3年3月31日まで。ただし、さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く。

#### イ 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

#### ウ 受付場所

- (ア) 5(2)アに同じ
- (イ) 5(2)イに同じ

### (4) 資格審査の申請に使用する言語等

- ア 競争入札参加資格審査申請書は、日本語で記載すること。
- イ 競争入札参加資格審査申請書以外の添付書類等のうち、外国語で記載してあるものは、日本語の訳文を付記又は添付すること。
- ウ 競争入札参加資格審査申請書以外の添付書類等のうち、外国貨幣で表示してあるものは、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第14条及び第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算したものを付記又は作成すること。

### (5) 資料等の請求

市長等は、資格審査に関し、必要があると認めるときは、資料の提出若しくは提示又は説明を求めることができる。

## 6 資格審査基準日

### (1) 建設工事

申請時において有効な経営事項審査の審査基準日（複数ある場合は審査基準日が直近のもの）を審査基準日とする。ただし、各提出書類について、別に定める基準日がある場合はこれに従うものとする。

### (2) 物品納入等、設計・調査・測量、土木施設維持管理及び業務委託

申請日直前の決算日（決算手続きが終了している日付のもの）を審査基準日とする。ただし、各提出書類等について、別に定める基準日がある場合はこれに従うものとする。

## 7 代理人

申請者又は名簿登載者は、委任状を市長等に提出することにより、代理人を置くことができる。

## 8 競争入札参加資格の等級区分

### (1) 建設工事

資格審査数値は、資格審査基準日において、建設業法第27条の29第1項の規定による経営事項審査の総合評価値に、別表2に定める発注者別評価点を加算した数値とし、業種別に等級の区分を行う。

#### ア 等級区分を行う業種

土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、電気工事業、管工事業、舗装工事業及び造園工事業

#### イ 業種別の等級

##### (ア) 土木工事業及び建築工事業

S級、A級、B級及びC級の4級に区分する。

##### (イ) とび・土工工事業、電気工事業、管工事業、舗装工事業及び造園工事業

A級、B級及びC級の3級に区分する。

### (2) 業務委託

資格審査数値は、別表3に定める経営財務状況の数値に、発注者別評価点を加算した数値とし、業務別に等級の区分を行う。

#### ア 等級区分を行う業務

建物管理等、警備及び清掃

#### イ 等級

A級、B級及びC級の3級に区分する。

### (3) その他

ア 別表1、別表2及び別表3にある「協同組合等」とは、中小企業等共同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合をいう。

イ 別表1、別表2及び別表3について、関係法令の改正等により書類の取扱いに変更が生じた場合には、それに応じた取扱いをするものとする。

## 9 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

### (1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格認定の日から令和3年3月31日まで

(2) 有効期間の更新手続

競争入札参加資格の更新を希望する者に係る更新手続等については、その年度ごとに公示するので当該公示に基づき申請すること。

1 0 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格の審査結果については、郵送により通知する。

1 1 変更等の届出

(1) 名簿登載者は、申請内容について変更が生じたときは、直ちにその事実を証明する書類を添えて市長等に届け出なければならない。

(2) 名簿登載者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに関係書類を添えて市長等に届け出なければならない。

ア 3(1)アに該当する者となったとき。

イ 法人が解散又は個人事業主が死亡したとき。

ウ 営業停止命令を受けたとき。

エ 営業の休止、再開又は廃止をしたとき。

オ 金融機関に取引を停止されたとき。

カ 官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合等として資格審査を申請した者が、官公需適格組合の証明を受けられない者となったとき。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立てを行ったとき、更生手続開始の決定があったとき及び更生計画の認可がなされたとき。

ク 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てを行ったとき、再生手続開始の決定があったとき及び再生計画の認可がなされたとき。

1 2 資格者名簿からの抹消

(1) 市長等は、名簿登載者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を当該資格者名簿から抹消するものとする。

ア 3(1)に該当する者となったとき。

イ 法人の解散又は個人事業主の死亡を確認してから90日を経過したとき。

ウ 金融機関に取引を停止されたとき。

(2) 市長等は、名簿登載者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を当該資格者名簿から抹消することができる。

ア 1 1(1)又は(2)（ウ、エ及びカに係るものに限る。）の規定による届出を怠ったとき。

イ 競争入札参加資格申請又は変更に関する届出に際し、虚偽の記載等を行ったとき又は重要な事項について記載等を行わなかったことが判明したとき。

(3) 市長等は、名簿登載者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を当該業種、業務又は営業種目について当該資格者名簿から抹消するものとする。

ア 建設工事にあつては、当該資格者名簿に登載されている業種についての建設業許可を受けていない者となってから、新たに建設業許可を受けることなく90日を経過したとき。

イ 測量業務にあつては、測量業者登録を受けていない者となってから、新たに測量業者登録を受けることなく90日を経過したとき。

ウ 建築関連コンサルタント業務にあつては、建築士事務所登録を受けていない者となってから、

新たに建築士事務所登録を受けることなく90日を経過したとき。

エ 登録等を営業の要件とする業務又は物品の調達について、登録等を受けていない者となつてから、新たに登録等を受けることなく90日を経過したとき。

オ 資格者名簿に登載されている業種等について、その営業を廃止したとき又は当該資格者名簿からの抹消を申し出たとき。

### 13 その他

詳細は、令和2年度さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加資格審査申請の手引による。

別表 1

添付書類	申請区分	建設 工事	物品 納入等	設計・調 査・測量	土木施設 維持管理	業務 委託
履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書 (写し可)【法人のみ対象】		○	○	○	○	○
法人番号の確認資料(「国税庁法人番号公表 サイト」の法人情報の画面を印刷したもの)【法 人のみ対象】		○	○	○	○	○
法人税並びに消費税及地方消費税の納税証明 書(その3の3)(写し可)【法人のみ対象】		○	○	○	○	○
「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費 税及地方消費税」の納税証明書(その3の2)( 写し可)【個人事業主のみ対象】		○	○	○	○	○
身分(元)証明書(写し可)【個人事業主のみ 対象】		○	○	○	○	○
後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人 又は被補助人とする記録がないことの証明書 (被補助人にあっては、後見登記等ファイルに 記録されている事項の証明書)(写し可)【個人 事業主のみ対象】		○	○	○	○	○
経営事項審査の総合評定値通知書の写し		○				
社会保険等(健康保険、厚生年金保険、雇用保 険)の加入確認資料の写し【経営事項審査の総 合評定値通知書で社会保険摘要等が「無」で、 通知後加入した場合のみ対象】		○				
建設業許可通知書又は許可証明書(写し可)		○				
建設業許可申請書(表紙)、営業所一覧表(別紙 二)及び建設業法施行令第3条に規定する使用 人の一覧表(様式第11号)の写し		○				
資格情報を証明する書類の写し【対象工事を希 望する場合のみ対象】		○				
登録情報を証明する書類の写し				○		
障害者雇用状況報告書の写し又は障害者雇用 の証明書【主たる営業所の所在地がさいたま市 内の場合のみ対象】		○				
障害者雇用状況報告書の写し又は障害者雇用 の証明書						○



添付書類		申請区分	建設 工事	物品 納入等	設計・調 査・測量	土木施設 維持管理	業務 委託
I S O 認証取得登録証 ( 9 0 0 1 ・ 1 4 0 0 1 ) の写し【申請業務について取得している場合の み対象】			○				
I S O 認証取得登録証 ( 9 0 0 1 ・ 1 4 0 0 1 ) の写し							○
監理技術者の状況			○				
建設業労働災害防止協会加入証明書 ( 写し可 )			○				
組合員名簿、役員名簿【協同組合等のみ対象】			○	○	○	○	○
官公需適格組合 の算出方法の特 例を希望する場 合	官公需適格組合証明書の写し		○				○
	経営事項審査の総合評定値通 知書の写し ( 組合と組合員のも の )		○				
	官公需適格組合資格審査数値 計算表		○				○
	官公需適格組合の組合員ごと の業務別内訳						○
	申請日現在有効な許可、認可又 は登録等の証明書の写し						○
	当該組合と組合員の申請日直 近 2 ヶ年分の決算書類 ( 写し 可 )						○
委任状【代理人を設置する場合のみ対象】			○	○	○	○	○
使用印鑑届【代理人を設置しない場合のみ対 象】			○		○	○	
さいたま市の市税納税証明書 ( 写し可 )【さい たま市内に事業所等を有する場合のみ対象】			○	○	○	○	○
誓約書			○	○	○	○	○
個別情報報告書			○		○	○	
資本関係又は人的関係確認書			○				
災害協定の協定書の写し又は災害協定締結団 体加盟証明書			○				

添付書類	申請区分	建設 工事	物品 納入等	設計・調 査・測量	土木施設 維持管理	業務 委託
エコアクション21の認証・登録証の写し（ISO14001を認証取得し、登録証の写しを提出している場合は、提出不要）		○				○
次のア～ウのいずれかの書類の写し ア さいたま市と締結している包括連携協定書 イ さいたま市CSRチャレンジ企業認証書 ウ さいたま市健康経営企業認定証		○				○
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定・変更届（受理印のあるもの）の写し又は認定を受けていることがわかるものの写し【主たる営業所の所在地がさいたま市内の場合のみ対象】		○				
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定・変更届（受理印のあるもの）の写し又は認定を受けていることがわかるものの写し						○
女性技術者又は若手技術者（申請日現在35歳未満の者）の資格者証及び常勤していることがわかる書類の写し【主たる営業所の所在地がさいたま市内の場合のみ対象】		○				
CPDS/CPDで取得した単位数等がわかる証明書等の写し【主たる営業所の所在地がさいたま市内で土木・建築・電気・管・舗装・造園のいずれかの業種を申請する場合のみ対象】		○				
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画策定・変更届（受理印のあるもの）の写し【主たる営業所の所在地がさいたま市内の場合のみ対象】		○				
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画策定・変更届（受理印のあるもの）の写し						○
さいたま市消防団協力事業所表示証交付書の写し又は消防団協力事業所認定継続通知書の写し【主たる営業所の所在地がさいたま市内の場合のみ対象】		○				
協力雇用主の登録に関する証明書の原本【主たる営業所の所在地がさいたま市内の場合のみ対象】		○				

添付書類	申請区分	建設 工事	物品 納入等	設計・調 査・測量	土木施設 維持管理	業務 委託
提出書類チェックリスト			○			○
業者情報調書			○			○
契約実績書			○			○
代理店及び特約店報告書			○			
印鑑証明書（写し可）【法人のみ対象】			○			○
印鑑登録証明書（写し可）【個人事業主のみ対象】			○			○
申請日直近2ヵ年分の決算書類等（写し可） 【法人のみ対象】			○			○
申請日直近2ヵ年分の確定申告書等の写し【個人事業主のみ対象】			○			○
申請日現在有効な許可、認可又は登録等の証明書等の写し			○			○

別表 2

評価項目	条件	付与点数	対象者及び対象業種
災害時復旧協力協定締結	次のいずれかに該当する者 ○ さいたま市長と「大規模災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達に関する協定を締結している団体に加盟し、応急復旧業務・工事に協力することとなっていること ○ さいたま市水道事業管理者と「災害時における復旧工事の協力に関する協定」を締結している団体に加盟し、又は「震災時における復旧工事の協力に関する協定」を締結し、復旧工事に協力することとなっていること ○ さいたま市長と「災害時における電気設備の復旧に関する協定書」を締結している団体に加盟し、復旧活動等の支援に関して協力することとなっていること ○ 上記と類似の協定等について、さいたま市長又はさいたま市水道事業管理者と災害時における応急復旧業務に関する協定等を締結している団体に加盟し、又は協定等を締結し、応急復旧工事に協力することとなっていること なお、締結している協定等は平成30年9月1日現在有効なもののみとする。	30点	協定締結団体に加盟又は協定を締結している者・申請全業種
品質管理	公益財団法人日本適合性認定協会(以下「JAB」という。)又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したISO9001の認証を取得している場合	10点	全者・申請全業種
優秀建設工事業者表彰	平成29年度・平成30年度に「さいたま市優秀建設工事業者表彰」を受けた者	受賞1案件につき20点	受賞者・該当業種
入札参加停止	平成29年1月1日から平成30年12月31日までの間の入札参加停止の期間に応じて減点	1月につき－5点	全者・申請全業種

評価項目	条件	付与点数		対象者及び 対象業種
工事成績	① 平成29年1月1日から平成30年12月31日までの間に受けた本市発注工事の工事検査に係る工事成績の平均点に応じ加減点（共同企業体での実績は除く。また、実績のない者は0点とする。）	工事成績 平均点	加減点	全者・該当業種
		82点以上	30点	
		79点以上 82点未満	20点	
		76点以上 79点未満	10点	
		65点以上 76点未満	0点	
		65点未満	-20点	
② ①の算出の基礎となった工事成績中65点に満たない案件があった場合	1案件につき-5点			
地域加算	さいたま市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者	20点		市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種
女性技術者又は若手技術者の雇用	建設業法第7条第2号及び同法第15条第2号に規定する専任の技術者（実務経験のみによるものは除く。）になり得る女性技術者又は若手技術者（申請日現在35歳未満の者）が1人以上常勤している場合（従業員にあっては申請日において既に3か月以上の雇用関係にあり、以後1年以上の雇用が見込まれるものに限る。）	10点		市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種

評価項目	条件	付与点数	対象者及び対象業種																																										
CPDS／CPD（継続学習）の取組み状況	<p>CPDS／CPD（継続学習）に取り組んでいる技術者の取得した単位数に応じ、申請時に在籍している企業に対し、加点する。ただし、下記①～③については、平成25年10月1日から平成30年9月30日までの間に取得したもの、④については、平成26年4月1日から平成30年9月30日までの間に取得したものとする。</p> <p>① 「一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会」が実施する継続学習制度における企業ごとの取得単位数</p> <p>② 「建築CPD運営会議」が実施する情報提供制度(CPD)における企業ごとの認定時間数</p> <p>③ 「公益社団法人土木学会」が実施する継続学習制度における企業ごとの取得単位数</p> <p>④ 「造園CPD協議会」が実施する継続教育制度(CPD)における企業ごとの取得単位数</p>	<p>①一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会</p> <table border="1" data-bbox="901 443 1192 763"> <thead> <tr> <th>取得単位数</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1～19</td><td>1点</td></tr> <tr><td>20～39</td><td>2点</td></tr> <tr><td>40～59</td><td>4点</td></tr> <tr><td>60～79</td><td>6点</td></tr> <tr><td>80～99</td><td>8点</td></tr> <tr><td>100～</td><td>10点</td></tr> </tbody> </table> <p>②建築CPD運営会議</p> <table border="1" data-bbox="901 842 1192 1162"> <thead> <tr> <th>取得単位数</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1～11</td><td>1点</td></tr> <tr><td>12～23</td><td>2点</td></tr> <tr><td>24～35</td><td>4点</td></tr> <tr><td>36～47</td><td>6点</td></tr> <tr><td>48～59</td><td>8点</td></tr> <tr><td>60～</td><td>10点</td></tr> </tbody> </table> <p>③公益社団法人土木学会、④造園CPD協議会</p> <table border="1" data-bbox="901 1312 1192 1744"> <thead> <tr> <th>取得単位数</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1～49</td><td>1点</td></tr> <tr><td>50～99</td><td>2点</td></tr> <tr><td>100～149</td><td>4点</td></tr> <tr><td>150～199</td><td>6点</td></tr> <tr><td>200～249</td><td>8点</td></tr> <tr><td>250～</td><td>10点</td></tr> </tbody> </table> <p>※申請業種ごとの上限は10点とする</p>	取得単位数	配点	1～19	1点	20～39	2点	40～59	4点	60～79	6点	80～99	8点	100～	10点	取得単位数	配点	1～11	1点	12～23	2点	24～35	4点	36～47	6点	48～59	8点	60～	10点	取得単位数	配点	1～49	1点	50～99	2点	100～149	4点	150～199	6点	200～249	8点	250～	10点	<p>市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者</p> <p>①対象業種 土木工事業 管工事業 舗装工事業</p> <p>②対象業種 建築工事業 電気工事業 管工事業</p> <p>③対象業種 土木工事業 管工事業 舗装工事業</p> <p>④対象業種 造園工事業</p>
取得単位数	配点																																												
1～19	1点																																												
20～39	2点																																												
40～59	4点																																												
60～79	6点																																												
80～99	8点																																												
100～	10点																																												
取得単位数	配点																																												
1～11	1点																																												
12～23	2点																																												
24～35	4点																																												
36～47	6点																																												
48～59	8点																																												
60～	10点																																												
取得単位数	配点																																												
1～49	1点																																												
50～99	2点																																												
100～149	4点																																												
150～199	6点																																												
200～249	8点																																												
250～	10点																																												

評価項目	条件	付与点数	対象者及び対象業種
障害者雇用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条に係る報告義務がある場合、申請日直近の6月1日現在において雇用する障害者の数が法定雇用障害者数以上であり、主たる営業所を管轄する公共職業安定所に障害者の雇用に関する報告書を提出した者</li> <li>○ 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に係る報告義務がない場合、申請日時点において障害者を1人以上雇用し、障害者雇用の証明書を提出した者</li> </ul>	20点	市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種
環境への配慮等	JAB若しくはJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したISO14001の認証を取得している場合又は一般財団法人持続性推進機構によりエコアクション21の認証を取得している場合	10点	全者・申請全業種
子育て支援	次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第12条の規定による届出を労働局へ提出した場合（申請日現在、一般事業主行動計画の計画期間中であること）又は、同法第15条の2の規定による認定を受けている場合	10点	市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種
女性の活躍推進	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年9月4日法律第64号）に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第8条の規定による届出を労働局へ提出した場合（申請日現在、一般事業主行動計画の計画期間中であること）。	10点	市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種

評価項目	条件	付与点数	対象者及び対象業種
消防団協力事業所	さいたま市消防団協力事業所表示制度実施要綱第6条の規定により、消防団協力事業所として認定を受けている者。	10点	市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種
協力雇用主	法務省さいたま保護観察所に協力雇用主として登録されている者。	10点	市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者・申請全業種
その他	次のいずれかに該当する者 ○ さいたま市と包括連携協定を締結している者 ○ さいたま市CSRチャレンジ企業として認証されている者 ○ さいたま市健康経営企業として認定されている者	10点	該当者・申請全業種

協同組合等については、当該協同組合等として要件を満たしている場合を加減点対象とする。



別表 3

(1) 平均売上額

平均 売上額	20億円以上	15億円以上 20億円未満	10億円以上 15億円未満	7億円以上 10億円未満	4億円以上 7億円未満	3億円以上 4億円未満
点 数	35点	33点	31点	29点	27点	25点
平均 売上額	2億円以上 3億円未満	15千万円以上 2億円未満	1億円以上 15千万円未満	8千万円以上 1億円未満	6千万円以上 8千万円未満	45百万円以上 6千万円未満
点 数	23点	21点	19点	17点	15点	13点
平均 売上額	3千万円以上 45百万円未満	2千万円以上 3千万円未満	1千万円以上 2千万円未満	5百万円以上 1千万円未満	5百万円未満	/
点 数	11点	9点	7点	5点	3点	

(2) 自己資本の額

自己資本 の額	1億円以上	8千万円以上 1億円未満	6千万円以上 8千万円未満	45百万円以上 6千万円未満	3千万円以上 45百万円未満	2千万円以上 3千万円未満
点 数	15点	14点	13点	11点	9点	7点
自己資本 の額	1千万円以上 2千万円未満	5百万円以上 1千万円未満	1百万円以上 5百万円未満	0円以上 1百万円未満	マイナス資本	/
点 数	5点	3点	2点	1点	-2点	

(3) 流動比率

流 動 比 率	150以上	130以上 150未満	110以上 130未満	90以上 110未満	70以上 90未満	70未満
点 数	15点	12点	9点	6点	3点	1点

(4) 自己資本比率

自己資本 比率	50以上	40以上 50未満	30以上 40未満	20以上 30未満	10以上 20未満	10未満
点 数	15点	12点	9点	6点	3点	1点

(5) 従業員数

従 業 員 数	300人以上	100人以上 300人未満	50人以上 100人未満	10人以上 50人未満	10人未満
点 数	10点	8点	6点	4点	1点

(6) 営業期間

営 業 期 間	10年以上	5年以上 10年未満	3年以上 5年未満	2年以上 3年未満	1年以上 2年未満	1年未満
点 数	10点	8点	6点	4点	2点	0点

(7) 障害者雇用

雇 用	法定雇用障害者 数以上を雇用し ている	法定雇用障害者 数以上を雇用し ていない
点 数	5点	0点

- 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に係る報告義務がある場合、申請日直近の6月1日現在において雇用する障害者の数が法定雇用障害者数以上であり、主たる営業所を管轄する公共職業安定所に障害者の雇用に関する報告書を提出した者
- 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に係る報告義務がない場合、申請日時点において障害者を1人以上雇用し、障害者雇用の証明書を提出した者

なお、協同組合等については、当該協同組合等として要件を満たしている場合を加点対象とする。

(8) 子育て支援

届出 又は 認定	有	無
点数	5点	0点

- 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第12条の規定による届出を労働局へ提出した場合（申請日現在、一般事業主行動計画の計画期間中であること）又は同法第15条の2の規定による認定を受けている場合

なお、協同組合等については、当該協同組合としての一般事業主行動計画を策定し、同法12条の規定による届出を労働局へ提出した場合又は同法第15条の2の規定による認定を受けている場合を加点対象とする。

(9) 女性の活躍推進

届出	有	無
点数	5点	0点

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第8条の規定による届出を労働局へ提出した場合（申請日現在、一般事業主行動計画の計画期間中であること）

なお、協同組合等については、当該協同組合としての計画を策定し、同法第8条の規定による届出を労働局へ提出した場合を加点対象とする。

(10) ISO・エコアクション21認証取得

認証取得	ISO9001		ISO14001 又は エコアクション21	
	有	無	有	無
点数	5点	0点	5点	0点

- ISO9001  
公益財団法人日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したISO9001の認証を取得している場合

- ISO14001又はエコアクション21  
JAB若しくはJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したISO14001の認証を取得している場合又は一般財団法人持続性推進機構によりエコアクション21の認証を取得している場合

なお、ISO9001、ISO14001又はエコアクション21のいずれの場合も、協同組合等については、当該協同組合等としての認証取得を加点対象とする。

(11) その他

締結 認証 又は認定	さいたま市と包括連携協定、 さいたま市CSRチャレンジ企業 又は さいたま市健康経営企業	
	有	無
点数	5点	0点

次のいずれかに該当する者

- さいたま市と包括連携協定を締結している者
- さいたま市CSRチャレンジ企業として認証されている者
- さいたま市健康経営企業として認定されている者

(12) 入札参加停止

入札参加停止	平成29年1月1日から平成30年12月31日までの間の 入札参加停止期間に応じて減点
点数	1月につき-1点

○一般競争入札の告示

**さいたま市告示第398号**

さいたま市立小・中・特別支援学校固定電話通信サービス契約について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和2年3月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立小・中・特別支援学校固定電話通信サービス契約

(2) 需要場所

さいたま市立高砂小学校外161校　さいたま市浦和区岸町4-1-29外

(3) 業務概要

入札説明書及び仕様書のとおり

(4) 需給期間

令和2年5月1日から令和4年4月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「電気機器」内の営業種目「通信用機械器具」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条の規定による登録を受けている者であること。

(5) 契約期間中に安定的、かつ、確実に固定電話通信サービスを提供することができる者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市教育委員会事務局管理部教育財務課  
担当 財務係 桑原 電話 048（829）1635

- (2) 交付期間  
告示の日から令和2年3月25日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）
  - (3) 交付方法  
CD-ROM
  - (4) 交付費用  
無償
- 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出
- 本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。
- (1) 提出書類
    - ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
    - イ 入札説明書に定める書類
  - (2) 受付期間  
3(2)に同じ
  - (3) 受付場所  
3(1)に同じ
  - (4) 提出方法  
持参又は郵送。郵送の場合は書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付
- 確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
- (1) 交付場所  
3(1)に同じ
  - (2) 交付日時  
令和2年3月27日（金）午前9時から午後4時まで
  - (3) その他  
郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に140円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。
- 6 入札手続等
- (1) 入札方法  
総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (2) 入札の日時及び場所
    - ア 日時  
令和2年4月15日（水）午前9時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市役所西会議棟 1階第 1 入札室

(3) 入札保証金

見積もった金額の 100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成 13 年さいたま市規則第 66 号）第 9 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和 2 年 4 月 15 日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第 13 条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部教育総務課  
電話 048(829)1623 FAX 048(829)1989

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部教育財務課  
電話 048(829)1635 FAX 048(829)1989

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の 100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 30 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 入札後、入札参加者は、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局管理部教育財務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。